

はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日

北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

(2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
- 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
- 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
- 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
 - 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これからの校則に求められるもの
 - 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

(1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

(3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

(4) 通知を踏まえる。

- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
 - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
- 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
 - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。
- (5) 組織として対応する。
校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

本校の校則『柳西中学校のきまり』（令和5年4月1日現在）は、校訓「自律」、「協同」、「責任」の実現に向けて、生徒が自ら守る学習上、生活上の規律として、生徒・教職員等の意見を反映し作成しています。この『柳西中学校のきまり』を生徒一人一人が自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう取り組んでいきましょう。

今後も社会の変化等を踏まえ、その年度で見直したものを作成・掲載して参ります。

令和5年度 『柳西中学校のきまり』

第一章 学校生活を送る上でのきまり

1 登下校について

- ① 午前8時25分までに登校します。1日の学校生活が気持ちよく始められるよう、余裕を持って登校しましょう。
- ② 自転車での通学はできません。
- ③ 登下校中の寄り道、店舗への立ち寄りはできません。

2 校内での生活について

- ① 時間を守って行動しましょう。
- ② 学習に不必要なものを持ってきません。

第二章 服装・頭髪等・持ち物等のきまり

1 服装について

学校の場にふさわしい身だしなみを心がけましょう。5月1日から10月31日までをクールビズ期間、11月1日から4月31日までをウォームビズ期間とします。ウォームビズ期間では防寒具を着用することができます。

(1) 通学服について

- ① 本校指定の標準服または北九州スタンダードの制服を着用します。ただし、上が本校指定の標準服で下が北九州スタンダードの制服のような、2種類の制服を組み合わせた着こなしはできません。また生徒同士の貸し借りは禁止です。
- ② 北九州スタンダードのポロシャツは年間を通して着用します。ポロシャツの裾はズボンやスカートの中に入れます。
- ③ 北九州スタンダードの制服は、白のポロシャツを着用します。本校指定の標準服は、白のポロシャツ、または白のカッターシャツを着用します。
- ④ 肌着は白、黒のTシャツで柄はワンポイントとします。ハイネックのシャツは着用できません。
- ⑤ スカート丈はひざがかくれる程度の長さに調整しましょう。
- ⑥ ベルトは黒・紺・茶の単色とします。
- ⑦ カーディガン、セーターについては、黒、紺色の無地（首、袖、腰まわりのワンポイントは可）を着用することができます。
- ⑧ トレーナー、スウェット、パーカー類は使用できません。寒い場合は、制服の中にカーディガン、セーターを着用して温度調整をしましょう。

(2) 名札・ボタンについて

- ① ネームプレートはクリップで制服の胸ポケットに止めましょう。ただし、ジャンバースカートを着用しているときは、安全ピンで留めましょう。登校したら名札をつけ、帰りは所定の位置に置いて帰ります。
- ② 北九州スタンダードの制服のボタンや標準服（詰め襟）のボタン、裏ボタンは職員室にて購入できます。

(3) 靴・靴下について

- ① 上靴は学校で指定されたものを履きます。上靴のラインの色は学年ごとに指定しています。かかとに氏名を黒で書き、かかとを踏まず、きちんと履きます。
- ② 下靴は、運動のできる靴（ひも靴）を履きます。華美な物やハイカットの靴は使用できません。
- ③ 靴下は黒・白（ワンポイント可）のものを履きます。くるぶしソックスは使用できません。式典（入学式、卒業式、始業式等）の時は、白の靴下を履きます。

(4) 頭髪について

- ① 手を加えず、中学生らしく清潔な髪形を心がけましょう。
- ② 染髪やパーマ等はしません。また、整髪料等はしません。
- ③ 前髪は、まぶたにかからない程度の長さにししましょう。一部分（後ろ髪や横髪の片方）を長くしたり、剃ったりした髪型はしません。濃淡が分かれる部分があってははいけません。
- ④ 髪は目、肩、耳、襟にかからないようにします。前髪は、アメリカピンまたは、スリーピンで留めます。ピンの色は、黒、紺、茶で、大きすぎないようにししましょう。後ろ髪は、耳より下の部分でゴム（黒、紺）を使って、1つまたは2つで留めてまとめます。
- ⑤ 眉毛は、過度に整えず、自然な状態を心がけましょう。

(5) 防寒具について

- ① 防寒着はウォームビズの期間に着用することができます。
- ② 防寒具は、学校指定のウインドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマーです。手袋、マフラー、ネックウォーマーは華美でない物を使いましょう。防寒具は、下足箱のところで着脱します。校舎内では使用できません。

(6) 通学かばんについて

- ① 本校指定のスクウェア型のバック、3WAYバック、サブバックを使用します。サブバックのみでの登校はできません。

(7) クールビズ期間、ウォームビズ期間中の通学服について

クールビズ期間	ウォームビズ期間
<ul style="list-style-type: none">○夏型、冬型の両方を選択できます。○気候に合わせて冬型の上着を脱いだり、着たりするときは、名札を付け替えます。○白のポロシャツ、カッターシャツについては、半そで、長袖のどちらでもかまいません。○授業中にクーラーの風があたり寒い場合は、教室内で冬の体操服を着ることができます。○夏型の制服の上に、カーディガンやセーター、冬の体操服を着て登校することもできます。	<ul style="list-style-type: none">○冬型の制服を着用します。○登校中寒い場合は、防寒具を着用することができます。○夏型の制服で登校することはできません。

(8) 式典（入学式、卒業式、始業式、終業式等）の服装について

- ① 入学式、卒業式については、冬型の服装で統一します。また、始業式、終業式については、次の表のようにします。

	一学期	二学期	三学期
始業式	冬型	夏型	冬型
終業式	夏型	冬型	冬型

- ② 靴下については、白の靴下を着用します。

- ③ クールビズ期間中の式典や学校行事の場合は、状況に応じて服装を指定します。

第三章 学校のきまりの改正方法

- 1 「柳西中学校のきまり」を改正する場合は、生徒総会で改正案を提出します。生徒総会で全校生徒の過半数の賛成をもって、学校に改正案として提出します。
- 2 改正案は、学校長や教職員、保護者棟の意見を受けて審議します。
- 3 改正された場合は、改正日時等を「柳西中学校のきまり」に記載し、ホームページ等で公表します。

第四章 その他

- 1 この「柳西中学校のきまり」は、令和4年12月23日から施行します。